

韓国における漢字廃止政策

—李承晩政権期を中心に—

李 善 英

目次

はじめに

第1章 解放直後の文字政策の動向

第1節 韓国国内の状況と国語教育の実態

第2節 識字率の推移とハングル教育

第2章 漢字廃止政策の動き

第1節 ハングル専用に関する法律制定

第2節 非識字退治事業

第3節 ハングル簡素化波動

第3章 漢字廃止政策の失敗

第1節 漢字廃止政策の社会への浸透可否

第2節 教科書への漢字導入

おわりに

はじめに

「韓国語」は韓国国内で「国語」と呼ばれている、韓国人が使用する言語を指している。韓国語の語彙は「漢字語」「固有語」「外来語」などで構成されている。「漢字語」は漢字を基に作られた言葉であり、漢字とハングルで表記することができる。「固有語」は元から韓国語として存在していた言葉やそれを基に新しく作られた言葉であり、ハングルでのみ表記可能で、漢字表記は不可能である¹⁾。「外来語」はハングルで表記する。これら韓国語を構成する語彙

のうち、本稿で採り上げるのは「漢字」と「ハングル」で表記可能な「漢字語」である。

国立国語研究院の「韓国語の語彙の分類と個別漢字の活用度」の調査²⁾によると、漢字語の語彙の中で「漢字語」の割合は66.318%、「固有語」の割合は26.121%、「外来語」の割合は4.0198%という結果が出されている。韓国語の中で漢字語の使用が最も多く、また、漢字が使われた全ての語彙を含めると69.7604%である³⁾。この通り、漢字語は韓国人の語彙生活においてとても重要な要素である。これは、韓国の言語政策にとっても漢字が欠かせない存在であることを示している。韓国の言語政策の中でも文字政策は漢字語の影響により、「ハングル専用文」と「漢字ハングル混じり文⁴⁾」のどちらを採るべきなのかという論議がハングル専用になった現在も続いている。

韓国で漢字が使われ始めたのは、韓国の古代三国時代に、つまりそれは中国文化の影響を受けて漢字、漢文、儒学が奨励された時期であり、世宗大王が創製した訓民正音が頒布される1443年まで漢文中心の文字生活をしてきた。訓民正音の創製によって韓国固有の文字であるハングルが出現したが、それでも西洋文明が流入した甲午更張（1894年）まで依然として漢文主導の文字生活⁵⁾は続いた。開化期から韓国併合までの期間は言語政策の問題が台頭した時期とも言える。漢字よりハングルが一般社会に広がり、1895年に「高宗勅令第86号第9条⁶⁾」をもって漢字ハングル混じり文を公用文とする改革が行われていた⁷⁾。日本植民地時代になってからは支配言語である日本語を学習させるのに容易な漢字は弾圧されることなく、ハングルのみ受難期を迎えた。解放以降は固有の文字を使おうとする意識が高まり、ハングルが漢字より優位を示すようになった。さらに政策として漢字使用が衰退し始めた。韓国は初代大統領である李承晩政府期に「ハングル専用に関する法律」が制定されたのである。

しかし、それでも徹底したハングル専用とはならず、ハングル専用と漢字併用（ハングルで文章を書き、同音異義語などについてはハングルの後に括弧して漢字を示す）・混用（漢字とハングルの混ざった文章を書く）によって揺らいできた言語政策であった。本稿では韓国における漢字教育政策について初代大統領であった李承晩政権期を中心に検討する。一般に「漢字教育政策」と言えば、学校教育だけを考える傾向がある。また、韓国の言語政策は現在、漢字併用、混用の政策ではなく、ハングル専用政策になり、町の中でも漢字を見ることは減多にない。

韓国の国語教育は、①聞き方、話し方の教育②読み方の教育③書き方の教育④文法及び語彙の教育⑤文学の教育⑥メディア言語の教育の6つの領域に分けられている⁸⁾。各領域について詳しく見ると、①は言語に関するものの中で主に聞き方や話し方は相手や話者自身の語彙力に関わる②は語彙に関連して文字に関わっている③は作文法に関するものでまさに文字に関わっていて、④の語彙教育も言葉の通り、語彙に関わっている⑤は漢文と関わっている⑥は新設された教育で、これも言葉の通り、言語に関するものなので語彙力に関係があると言える。

語彙に関しては冒頭で述べたように、漢字語と固有語に関連している。さらに漢字語の使用

率が多いことから漢字の学習は欠かせない。要するに漢字語の存在のため、国語は全般的に語彙力や文字（漢字・ハングル）と密接な関係である。また、国語教科は言語使用の機能に関しても文字を指導する教科である。そのため、国語教科は、他教科の学習の道具になると教科の性格が規定されている⁹⁾。上記のように、時代が変わっても国語能力を向上させるにあたって漢字、漢字語の学習の必要性が理解できる。

以上のように韓国人にとって漢字は重要視すべきであるが、その漢字を李承晩政権期では廃止を図っていた。それにもかかわらず漢字を廃止することができなかつたのである。李承晩政権期はなぜ漢字を廃止することが出来なかつたのか。この問いに答えることは、これまでの言語政策研究において明らかにされてこなかつた新たな発見があることを意味する。また、漢字政策に関して同じ漢字文化圏である日本、中国、北朝鮮、ベトナムでも同じく廃止政策の動きがあつた¹⁰⁾。そのため、漢字廃止政策は韓国だけが抱えた問題ではなく、同じ漢字文化圏として漢字をどのように捉えるべきなのか考えることができる。したがって、本稿は韓国一カ国だけではなく、漢字文化圏の漢字教育においても示唆する点が大きいの。

言語政策に関する研究は多くあるが、中でも主に文字の研究について苗春梅（2010）は韓国の言語政策の変化様相、ハングルと漢字の混用様相を分析して、韓国語の語彙体系の内的構造の規則を研究していた。李在（1998）は解放以前の文字教育や解放以降の文字政策の変遷過程を述べ、国語教育における漢字の重要性を明らかにして、韓国の文字教育は政策的に転換が必要であることを主張した。チェ・ギョンボン（2017）は漢字と漢字語の問題に対する意識について述べたが、国語純化や漢字廃止問題の方法論は語文民族主義¹¹⁾に関連付けて述べていた。そのほかにも言語政策の研究はこれまで多くの分野で行われた。特に、言語政策の変遷のみ述べているものが多く、日本植民地時代を除けば、ある時期だけに対象を限定して行った研究は少ない。

そして、李承晩政権期の研究は政治、経済などの分野で研究が進んでいるが、言語政策の分野における研究は少ない。中でも李承晩政権の言語政策については、ハングル簡素化波動¹²⁾の研究が多数を占めている¹³⁾。

本稿ではハングル専用を主張してきた李承晩政府期になぜ漢字廃止政策が失敗したのかを明らかにすることを目的とする。したがって、李承晩政権期において学校ではなく、韓国国民全体に対する文字教育を中心に分析を行うことにした。韓国という国において言語政策を行う過程で漢字教育政策がどのような道を行ってきたのかを捉えようとするものである。分析対象としては、主に当時李承晩政権期の官報、國務會議録など国家記録院の資料を用いた。

それに沿って、第1章では解放直後の文字政策の動向を見ることにする。第1節では、解放直後の韓国国内状況や韓国国民の国語教育のレベルはどうであったのかを述べる。そして第2節では第1節を踏まえて、識字率の推移とハングル教育について述べる。

第2章では李承晩政権期に起った「ハングル専用に関する法律」の制定、「非識字退治事業」、「ハングル簡素化」派動という3つの事例を取り上げて、漢字廃止政策の動きを分析する。

第3章では解放後から推進してきた漢字廃止政策がなぜ失敗したかについて、第1節では韓国社会と政策との不一致の観点から述べる。第2節では小学校の教科書における漢字併用の観点から分析し、そのことを明らかにする。

第1章 解放直後の文字政策の動向

第1節 韓国国内の状況と国語教育の実態

韓国は日本植民地支配の終息後、政治・経済・社会・文化の全ての領域で急激に変化した。また、アメリカとソ連によって、朝鮮半島の情勢が左右され、不安定な時期を送っていた。特に政治においては、1945年9月8日から1948年8月15日までの3年間「米軍政」といって大韓民国政府が樹立するまでアメリカによる軍事統治の時期を経た¹⁴⁾。李承晩は、韓国国内の権力の闘争で勝利し、また米軍政の支持を得て大韓民国の建国を主導した。1948年5月10日に行われた制憲国会議員選挙において同一選挙区に対立候補はなく、無投票で当選された。同月31日に198人が出席した制憲国会で188票を獲得して国会議長に選出された。さらに国会議長の権限で大統領中心制の憲法を制定・公布した李承晩は、同年7月20日に大韓民国の初代大統領に当選し、8月15日に就任したのである¹⁵⁾。

就任後、李承晩は民族を一つにしなければならないという「一民主義」を唱えた。一民主義の綱領として①経済的に貧困な人民の生活水準を高め、豊かにし、誰でも同じ福利を享受するようにする②政治的に多数の民衆の地位を高めて、誰でも上流階級並の待遇を受けるようにする③地域差を打破し、大韓民国はいずれも一民族であることを標榜する④男女平等主義を實踐して民族の禍福安危の責任を3千万人が平等に分担する、この4つである¹⁶⁾。①の経済的に貧困な人民生活程度を高めるためには教育が必要であり、②も知識を習得してから地位を高めることが出来るため、教育に繋がる。③の地域の区分の打破や④の男女平等主義を實踐することもやはり教育が重要であることを示している。韓国の男性優越主義の下で、女性に対する教育が軽んじられてきたので、男女平等主義を實踐するためにも女性に対する教育が必要だということだ。要するに一民主義は国民に対する教育に繋がっており、李承晩は「教育なしでは国の発展はない」と考えていたことが伺える。

李承晩政権の教育として民族教育、滅共必勝の信念¹⁷⁾や集団安保意識を高めようとした反共主義教育も重要視された¹⁸⁾が、国語教育の問題は教育の中でも欠くことのできない第一の問題であった。国語教育の重要性については、解放前の朝鮮における識字率をもって見ておきたい。

表 1. 諺文¹⁹⁾を読み且書き得る朝鮮人(1930年)

	朝鮮人全体 男+女		男		女	
	全体	20,438,108	4,543,684 (22.2%)	10,398,889	3,746,538 (36.0%)	10,039,219
府部	889,082	383,121 (43.1%)	456,919	264,745 (57.9%)	432,163	118,376 (27.4%)
郡部	19,549,026	4,160,563 (21.3%)	9,941,970	3,481,793 (35.0%)	9,607,056	678,770 (7.1%)

出所：山田寛人「植民地朝鮮における近代化と日本語教育」日韓文化交流基金 (<http://www.jkcf.or.jp/projects/kaigi/history/second/2-3/> 最終検索日：2017.8.27)

表1は山田(2010)が「朝鮮国勢調査」をもとに作成したものである。朝鮮人の「読み書きの程度」に関しては1930年の朝鮮国勢調査においてしか行っておらず、後にも先にも表1のように詳しく行ったものはない。また、1930年以降は小学校における朝鮮語の教育も随意科目に替わり、実際には朝鮮語を履修する機会もほとんど与えられなかったため²⁰⁾、解放前の識字率としては1930年の朝鮮国勢調査のものが一番信頼できる。

朝鮮国勢調査²¹⁾によると、朝鮮人の識字率は22.2%²²⁾を示している。また、性別からは男性は36.0%、女性は7.9%で男性の方が4.5倍上回っている。府では男性が女性より識字率が2倍上回り、郡では約5倍上回っていることから女性の地位が低かったこと、および男性中心に教育が行われたことが推測される。さらに当時の在朝日本人の日本語の読み書き能力が79.6%²³⁾であることと比較してみると、解放直後まで朝鮮人の識字率がどれほど低かったのか、国語教育の重要性がどれほど高まっているのか何うことが出来る。

第2節 識字率の推移とハングル教育

国語の問題は社会面においては国語運動、国家面には言語政策の問題であった。解放直後の韓国人の識字率は12歳以上²⁴⁾の総人口(10,253,138人)の約22%(7,980,922人)であった²⁵⁾。第1節で述べた通り、解放前の1930年の国勢調査による朝鮮人に対する識字率とほぼ同様である。これは日本植民地時代の同化政策により、韓国語²⁶⁾とハングル文字の使用が禁じられたため、当時、多くの国民は韓国語を知らない非識字の状態であった。解放直後の識字率が約22%であったことは、植民地支配への抑圧と祖国建設のため当面的な課題を見せているものであった。当時の北朝鮮も解放直後において植民地残滓の清算と社会主義国家の建設に必要な人民動員を目的に非識字退治運動が行われた。教育局長のチャン・ジョンシクは「日本帝国主義の奴隷教育政策は我らに正しくない教育を強要しただけではなく、総人口の60%という非識字を残しました。大衆は未だに政治に無関心で自分自身の位置も知らず、自分の力を

計画的で組織的に使いこなせることができません。その原因の大きな理由の一つが教育の貧困にあることを指摘せざるを得ません（以下省略²⁷⁾」と非識字者の性向と非識字退治の必要性を述べた。韓国と北朝鮮における識字問題、要するに国語教育の問題は懸案問題であったことが分かる。

韓国では解放後の米軍政庁時期には、国民に習得が早い「ハングル教育」と「綴字法」を覚えさせることを課題としていた。学校教育においてはハングルの普及するため、朝鮮語学会²⁸⁾の主管で『ハングル初歩』（1945）が発行されるようになった。『ハングル初歩』の発行は、初等教育や中等教育を受ける前に「ハングル教育」をまず受けさせる狙いで行った。1945年12月、米軍政庁は識字問題を管掌するための「成人教育委員会」を組織し、非識字退治教育を指導する「成人教育師」という指導者養成を計画した。46年4月5日以降、3次にかけて指導者養成のための講習会が行われ、第1回は145人、第2回は104人、第3回115人の成人教育師を養成したのである²⁹⁾。また、「国文講習所」という非識字退治のための公共機関を設置し、運営した。1946年6月から非識字退治教育活動をして、1949年教育法が公布されるまで活発であった。1946年から1947年にかけて46,090回の国文講習を行い、講習を受けた人は2,395,481人であった³⁰⁾。

1946年5月には公民学校設置要領が制定され、公民学校が正式に設立されるようになった。年齢、就学の可否によって少年科（12歳以上の小学校未就学者）、青年科（17歳以上の小学校未就学者）、補修科（12歳以上の小学校卒業者）に分かれていた。授業年限は少年科が2～3年、青年科1～2年、補修科1年にした。中でも年齢がより若くて、小学校未就学者の少年科の授業年限が1年ほど長く捉えているが、必要に応じて年限を伸縮することができたのである。46年8月31日を基準に公民学校は8,287校、教師12,248人、学生777,868人であったが、47年には公民学校が15,506校、教師20,507人、学生849,008人で学校の数や教師数、学生数ともに増加していた³¹⁾。

1947年5月にはハングル皆学促進運動という非識字退治運動を展開した。この運動は非識字者も普通選挙に参加させるため、そして祖国再建に参加させる目的で韓国の全地域に行われ、17歳以上の全ての非識字者に対して5月、6月の2ヶ月という一定期間にハングルの習得させた。

これらの結果、解放直後と比べ、1948年に大韓民国政府が樹立してからの識字率は約58.7%³²⁾まで上げられた。植民地時代を経験し、非識字者国民が多くなった韓国では、これまでの漢字ハングル混じり文の教育を行うことができなかった。識字率を上げるための国語教育の動きは読み書きをハングルで行う「ハングル教育」に偏ってしまった。社会では依然として漢字ハングル混じり文が使われているのに、非識字者国民に対する教育はハングルのみで行い、解放後の国民に対する教育と社会で使用する文字にズレが生じ始まったのである。

第2章 漢字廃止政策の動き

第1節 ハングル専用に関する法律制定

前述した通り、国語教育の問題は国全体の問題であった。韓国で国語（韓国語を称する）を書き表す際に使用される文字は漢字とハングルである。日本植民地時代を経験した韓国では、日本語表記の中に漢字語が含まれていることから国語教育を政策としてそのまま行わず、漢字教育を排除したハングル教育に偏った政策を取っていた。

国語表記に関する論争は既に開化期から始まっていた。1898年1月に徐載弼の指導で組織された学生団体である協成会³³⁾の機関誌である「協成会会報」の刊行におけるハングルと漢字の併用に関する論争があった。当時、李承晩の強い主張により純ハングルの発刊になったこと³⁴⁾、前年度の1897年にはハングル専用新聞である「毎日新聞」「帝国新聞」を発刊したこと³⁵⁾から、独立運動家でありながら民族主義者として認識された李承晩にとって国語表記の優先は漢字ではなく、ハングルであった。

1898年1月の毎日新聞では「あまり経っていない短い時間に諺文を習得すると、1万冊の書籍を読むことができる。学問を学ぶことに遅かったり、早かったりすることをどう比べられよう。国文は真に世界において稀な字である。この文を書けたら字を書けない、本を読めない人は全世界で少なくなるだろう³⁶⁾」と力説し、李承晩はハングルに対する愛着を示した³⁷⁾。

開化期からハングル文字に愛着を持っていた李承晩は、就任直後の1948年10月9日、国会で「ハングル専用に関する法律」を制定し、法律第6号として公布した。

大韓民国の公用文書はハングルで書く。但し、当分の間、必要なときには漢字を併用することができる³⁸⁾。

上記を見ると、ハングル専用に関する法律ではあるが、ハングル専用は公用文書に限る法律であることが分かる。また、パク・チョンソ（1998）は上記の法律について、法律の目的、用語の定義、違反に対する罰則条項どころか、上記の法律の施行を裏付ける施行令もないと述べている³⁹⁾。しかし短文のハングル専用に関する法律ではあるが、これまで漢字ハングル混じり文を使用していた韓国では法律制定以降、社会や教育現場において徐々に影響を与えるようになった。

ハングル専用に関しては米軍政庁期にも推進していた。1945年12月8日に「漢字廃止可否に関すること⁴⁰⁾」に関して規則を制定し、翌年の46年3月7日には教育審議会が漸進的な漢字廃止案を学務局に移送するなど、漢字廃止の動きがあった。これらの動きにはハングル学者

の崔鉉培が米軍政庁の編修局長として勤めていて、漢字廃止を推進する全てのことに関与していた。崔鉉培は 李承晩政権の 1951 年に再び文教部の編修局長として 1954 年まで勤めたのである。ハンゲルに愛着を持っていた「李承晩大統領」とハンゲル学者として知られている「崔鉉培」の互いの目的が一致して得られた成果が要するに「ハンゲル専用に関する法律」であろう。

しかし法律で制定したものの、朝鮮戦争も経た韓国の社会では相変わらず漢字を混用して使用していた。そのため、李承晩政権は 1957 年 12 月に文教部を通して「ハンゲル専用の積極推進に関する計画書」を出した。

表 2. ハンゲル専用の積極推進に関する計画書

<p>(一、二は省略)</p> <p>三. 中央行政官庁の措置事項</p> <p>(1)中央行政の各官庁の長はハンゲル専用を徹底的に準じて行うことはもちろん、各所管機関においても以下のような事項を準じて行うように措置する。</p> <p>(ア)すべての公用文書はハンゲルで書く。</p> <p>(イ)役所と関連機関および団体の看板と各種標識物もハンゲルで書く。</p> <p>(ウ)啓示、告示、広告文はハンゲルで書く。</p> <p>(エ)各種刊行物はハンゲルで書くことを積極的に奨励する。</p> <p>(2)広報室長は檀紀 4291 年⁴¹⁾1 月 1 日から刊行される定期刊行物においてハンゲル専用にするよう積極的に推進する。</p> <p>(3)文教部長官は檀紀 4291 年 1 月 1 日から刊行される図書においてもハンゲルの使用を積極的に推進する。</p> <p>(4)固有名詞と学術用語として混沌しやすいなど、やむを得ない用語のみ、当分漢字を括弧の中に表記してもよい。</p>

出所：文教部「ハンゲル専用の積極推進に関する件」第 117 回、1957 年、610-612 頁参照

表 2 は 1948 年制定された「ハンゲル専用に関する法律」の内容に具体性がないことから修正、補完するために作られた計画書であって、年明けの 1958 年 1 月から早速「ハンゲル専用実践要綱」が施行された。

ハンゲル専用に関する法律は、「公用文書」に限られている。ハンゲル専用法律を制定する前、制憲国会議員らが出席して、ハンゲル専用方案について討議した 1948 年の国会速記録では、公用文書の定義に関して、学校の教科書の問題が挙げられていた。徐禹錫議員が「果たして教科書も公用文書として扱うべきなのか」という質問で、權泰義議員は「法律の中の文書が大韓民国の公用文書だと言ったため、公用文書の内容の内容は国家が一般国民に指示したり、宣伝したりして知らせる全てのものを指しているだけで教科書までには該当しない」と返答した⁴²⁾。このような討議の過程を経て制憲国会で可決されたわけだが、制定して 9 年後には公

用文書に限っていたハングル専用の領域が思わず拡大されてしまったのである。表3の通り、ハングル表記の領域が看板と各種標識物を含め、各種刊行物まで広がり、国家政策として積極的に奨励されていた。しかも、図書においてもハングルの使用を積極的に推進するとされていて、本来公用文書に限ったものを公用文書以外の分野まで拡大させ、日常生活においてもハングル専用を広げようとした。

三(1)の(ア)を見ると、「すべての公用文書はハングルで書く」と記している。国家的な公用文書においてより積極的にハングルを推進するようとの案を出したため、せめて政府や行政機関は指示された通りに従わなければならないのは当然であろう。しかし、次節で述べる「非識字退治事業」を行う年の前年度である1953年の「非識字国民完全退治計画⁴³⁾」を見るとその通りにならなかったことが分かる。文教部は李承晩政権の指示の通り、「非識字国民完全退治計画」を出したが、その文書でさえ変わらず漢字ハングル混じり文で書かれていたのである。法律には制定したものの、文教部でさえハングル専用法律を守っていなかったのが実情であった。

第2節 非識字退治事業

大韓民国政府の樹立以降、李承晩政権は教育において1949年に教育法を制定・公布して、1950年6月には初等義務教育を実施した。また、国民の啓蒙のため「非識字退治」にも力を尽したわけだが、朝鮮戦争により識字率に対してこれといった成果を出すことができなかった。ハングル専用に関する法律を定め、漢字廃止を図っていたが、識字率を上げるところまで至らなかったのである。

李承晩政権は非識字退治教育を重要国策として決め、推進した。「国家と民族の健全で正しい民主発展と大衆文化の向上は唯一国民全体の教育水準を向上させることによって成し遂げることができる。そうするためには数多い非識字国民を無くし、一般国民の基礎教育を全うすることにある⁴⁴⁾」と「第2次全国非識字退治教育実施の趣旨と目的」で示した通り、国民に韓国語の教育を行うことであった。休戦協定以降、韓国政府は「義務教育6ヵ年計画」(1954～1959)と「非識字退治5ヵ年計画」(1954～1958)を樹立した。1954年文教部は完全非識字退治計画案を提出し、同年2月16日に国務会議で議決した。この計画により、非識字退治事業が1954年から1958年まで5年間にわたって実施された。小学校6年までの教育課程において義務教育が行われ、義務教育の非該当者(12歳以上)の全ての非識字の男女が非識字者教育の対象であった。指導体系と担当機関においては以下の図1を見ておきたい。

中央では非識字退治5ヵ年計画の推進のため、文教部を中心に内務部、国防部が協力していた。内務部や国防部に関してはそれぞれの所属部署に指示して積極的に協力するように措置していた。中央で指示したものが地方自治団体の一つである特別市と道に別れ、それぞれの特別

全員や社会団体、大韓成人教育会、国民会、大韓婦人会、大韓女子青年団、その他の社会団体、教育委員、農村指導要員などが存在していた⁴⁶⁾。非識字退治教育の教師においては小学校長が小学校、公民学校、高等公民学校の教員全員とその他の各学校の教員と学生、公務員及び一般人の中で教授能力と人格を考慮し、最も相応しい適任者を選定し、教育監または区長の名義で正式に発令、委託した⁴⁷⁾。識字者の基準は小学校2年修了程度の国文を完全に修得した者を基準とした。実力が疑われる者に対してはこの基準に基づき、即席で簡易問題を出題し、検定した。出題問題に対しては予め用意して、提示して読むようにした。非識字者の基準に対しては識字者調査において識字者と判定された者以外の全員を非識字者としてみなしていた⁴⁸⁾。

非識字退治教育の教材は『国文読本（国文教育班用）』（1954）、『成人読本（成人教育班用）』（1955）、『セサリム（新生活）の絵読本、成人教育用の補充教材』（1956）などが文教部で発行され無料で配布された。一方、軍隊内でも非識字退治が行われ、『成人教育用公民読本1（軍用）』（1954）、『成人教育用の公民読本2（軍用）』（1954）、『ハングル読本』（海兵隊司令部、1953）などの教材が使われた⁴⁹⁾。

これらの事業実施の結果、1958年の識字率は95.9%に激増した⁵⁰⁾。また、1954年から1958年までの短時間にわたって識字率を引き上げることができ、非識字退治事業の成果の面を見ると高く評価することができる。

しかし、1954年の事業の過程を覗いて見ると、民議員総選挙が近づいてきたため、選挙のために3月18日から40日間にかけて短時間に行っていた。教育時間として、満17歳以上の非識字国民2,692,000人⁵¹⁾を対象に150時間の教育が所定されていた。国家記録院で発表されている「非識字退治事業1954年」では、毎年、農閑期を利用して70～90日間の教育をしたとされているが、実際には農閑期を利用したのではなく、農事準備に忙しくなる3月を選んで非識字退治事業を始めたわけだ。さらに教師は小学校、公民学校、高等公民学校の教員や公務員などハングル教育をすることが出来る人がいるのにも拘わらず、小学校の教員だけ動員して、小学生らの勉強にも支障を与えた⁵²⁾。国民基礎教育を実施した結果、半数以上の1,972,115人が識字者となったとはいえ、この事業が国民に無理をさせながら実施されたため、必ずしも良い成果を得られたとは言えない。

解放後、韓国では国策問題として識字の問題が挙げられ、政府は非識字退治事業を行った。だが、それに関しても文字の習得が早いと言われていたハングル教育のみの事業であった。要するに漢字語とハングルが両立している韓国語教育ではなく、ハングルに偏った教育政策になってしまったわけだ。

第3節 ハングル簡素化波動

初代大統領の李承晩は、言語政策に非常に強い関心を持っていた。李承晩は独立協会運動が

失敗した後、1899年から1904年まで監獄に投獄された時も囚人らを集めてハングルを教えていた⁵³⁾。また、ハングル専用新聞を刊行するなど活躍してハングルの重要性を強弁した人である。そのことは前節で述べた「ハングル専用に関する法律」や「非識字退治事業」からも知ることができる。その面で「ハングル簡素化波動」も例外ではない。「ハングル簡素化波動⁵⁴⁾」とは、1954年7月に複雑な「ハングル綴字法統一案」を廃止して、従来の簡潔な旧綴字法を施行するように命令し、その行政命令を撤回した1955年9月まで反対世論が多かった出来事である⁵⁵⁾。

ハングル学会は1908年に朝鮮語と文字を研究するため、学者らが集まって設立され、それ以来、植民地時代においても朝鮮語辞典編纂、綴字法及び標準語規範化に寄与する⁵⁶⁾など韓国の言語政策において非常に影響力を持った団体である。このようなハングル学会と李承晩の関係は当然、言語政策においても衝突することなく同じ意見として協力しただろうと考えられがちだ。しかし当時の李承晩とハングル学会は関係が悪く、対立関係にあった。それは李承晩政権がハングル専用政策においてハングル簡素化を推進したことから始まった。ハングル学会は綴字法において形態主義表記法（原形の通りに表記）を採択し国民に教育させたが、李承晩は音素主義表記法（文字の発音通りの表記）の必要性を明らかにしたのである。

チョン（2006）はハングル簡素化波動事件の展開を「論議の空転」「議論の本格化」「論争期」「波動の解消」の4つの時期⁵⁷⁾に分けた。本稿においてはチョン（2006）の四つの時期に沿って述べることにする。

一、「論議の空転」は、1948年10月9日から1953年4月26日までで始めて李承晩が談話⁵⁸⁾を通してハングル簡素化問題が提起された時期である。しかし、朝鮮戦争もあって、社会的に議題とされることはなかった。

二、「議論の本格化」は、1953年4月27日から1954年3月26日までの時期である。休戦協定後の1953年9月18日国務会議状況報告⁵⁹⁾によると、「国文に旧綴字法使用を即刻断行しなさい、この方法で文教部から新聞社などへ即時通告して実行させなさい」と文教部に命令が出されていた。李承晩大統領の簡素化意思が政策的に具体化され、社会の反対に直面した時期でもある。旧綴字法の問題を解決するため「国語審議会」を設置し、1954年1月21日には文教部編修局長の崔鉉培が辞任して、同年2月9日には金法麟文教部長官も辞任した。言語政策における責任者が次々辞任することによって事態は深刻になっていたが、それでも李承晩は1954年2月20日にハングル簡素化に早速着手するよう国務会議を通して文教部に催促したのである⁶⁰⁾。

三、「論争期」は1954年3月27日から1954年7月24日までで、ハングル学会と対立した時期である。新しく李瑄根文教部長官が就任してから「国家審議会」を開かれたことは一度もなく、文教部の「ハングル簡素化方案」を発表した⁶¹⁾。ハングル簡素化方案は表3の通りで

ある⁶²⁾。

表 3. ハングル簡素化方案

1. パッチムは終声で発音されるものに限って使用する。したがって、従来使用していたパッチムの中でㄱ, ㄴ, ㄷ, ㄹ, ㅂ, ㅅ, ㅇ, ㅈ, ㅊ, ㅋなど10個だけを許容する。但し、パッチムで使用される時の「ㄴ」音価は「ㄷ」音価を持っているものにし、「ㄷ」はパッチムとして使わない。
2. 名詞や語幹が別の言葉と合体して、別の独立した言葉になるか、意味が変わる時は、その原詞または語源を記さない。
3. 従来、認められ使用していた標準語の中で使用していないもの、または言葉が変わったものは変遷された通りに表記する。

出所：文教部「ハングル簡素化法案（原則・利益編）」第33回、総務処議政局議事課、1954年、627～629頁引用

四、「波動の解消」は、1954年7月25日から1955年9月19日までの時期である。1954年7月3日に「表記法簡素化共同案」を正式に発表すると、韓国国内ではそれに関して1年半にわたって賛否両論に揺らぎ、結局1955年9月19日に李承晩大統領自らの談話によって撤回したのである⁶³⁾。

（省略）私が海外にいる間、文化上一つ重大に変更されたことがある。国文書き方を全て直して、分かりやすいものを分かりにくく作り、簡単なものを複雑なものを作り上げた。これは漢文を尊んだ時に何でも難しく作り上げようとする学者たちの古い考えを捨てず、国文を使うことも難しくした。これを直すため、私は何度も談話を発表した。しかし、今にして思えば、国文を難しく、複雑に使っているのはもはや習慣になって直しにくくなっているようだ。また、多くの人がこれをそのまま使っているのを見ると、何か良い点もあるだろうし、今のように忙しい時期にこの件を持って、これ以上問題視しないで、民衆が望んでいる通り、自由にしてあげよう⁶⁴⁾。

ここで注目したいのは1949年10月9日、文字の音通りに書かず、原形の通りに書いていた当時のハングル綴字法は国民が使うには複雑で難しいものだと指摘した談話文を発表したということだ。しかし、当時のハングル学会が編纂した綴字法はハングル学会の講習会を通してハングルを学んでいた国語教師にも表記法の正当性が便利さより重要な問題であって、このような認識は多くの知識人の支持を得ていた⁶⁵⁾。さらに民衆もハングル学会が編纂した綴字法を通してハングルを学んでいたため、社会に広がっている綴字法をハングル簡素化することは当然、社会においても支持を得ることが難しかった。したがって、李承晩大統領自ら談話文を通して、「ハングル簡素化することは民衆が望んでいる通りに撤回する」と話したのである。

李承晩政権は「ハングル専用に関する法律」をはじめ、「非識字退治事業」を通してのハングル教育、次に「ハングル簡素化」という手順をもってハングル教育に焦点を合わせて具体的に漢字廃止政策を行おうとした。ハングル専用を推進する過程で李承晩自ら言語政策に関与し、漢字政策ではなく、一貫して漢字廃止政策が中心であった。ハングル簡素化は現綴字法と旧綴字法の問題で社会的に騒ぎを起こした出来事ではある。しかし、李承晩政権は、漢字廃止政策の一環としてハングルを簡素化すれば、ハングルの学習が容易になり、ハングルの国民に広く普及させることができると判断した。そのため、李承晩が渡米する前に使われた旧綴字法の「ハングル簡素化」を取り入れようとしたのである。

第3章 漢字廃止政策の失敗

第1節 漢字廃止政策の社会への浸透可否

李承晩政権は前章にも述べた通り、等しく漢字廃止政策を図ってきた。1948年に制定した「ハングル専用に関する法律」は公用文書に限った法律である。だが、「但し」という条件付きの法律であったため、漢字併記使用に関しては緩められ社会の全体まで普及させることが出来なかった。1957年10月9日『京郷新聞』によると、「ハングル専用に関する法律が公布されて満9年が過ぎた今日にも「当分の間」という言葉が言い訳になり、文教部や陸海空軍などを除き、様々な役所で日本の匂いを漂わせる奇怪な語句や文体を未だに使っているのだ」とされている。ここで記されている「日本の匂いを漂わせる奇怪な語句や文体」とは漢字を指している。役所もいくら法律で制定されたとしても、これまで使用していた漢字ハングル混じりの公用文書を早速ハングル専用に変えることはそう簡単なものではなかったのである。

表4. ハングル専用実践要綱

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 公用文書は必ずハングルで書く。但し、ハングルだけで理解しにくい難しい言葉には括弧の中に漢字を書き入れる。2) 各機関の刊行物は必ずハングルで発行する。3) 各機関の看板と庁内各種標識はすべてハングルに直して付ける。特に必要な場合に限って、漢字や他の外国語で書いた看板標識と一緒に付けるが、必ずハングル書きより下にする。4) 事務用の各種印刷物及び謄写物もハングルにする。5) 各機関で使用する官印、その他の事務用の各種印はハングルにして、これに必要な経費は各部で負担する。官印に対する対策の詳細は別途に決める。6) 各役所はその所轄監督の下にいる私人が組織した団体に対しても上記の各項目に従うよう奨励する。 |
|---|

出所：国家記録院ホームページ (<http://theme.archives.go.kr/next/hangeulPolicy/practice.do>) (最終検索日：2017年6月5日)

表4は表2の「ハングル専用の積極推進に関する計画書」が出された後、翌年の1958年1月から施行された「ハングル専用実践要綱」である。表4は2章でも述べた通り、ハングル専用に関する法律を修正、補完するために作られた計画書をもって完成させたものである。そのため、実践要綱には公用文書におけるハングル専用やその他の項目が追加されている。政策は、まず国家機関が率先して実行するものであるため、(1)の項目で「すべての公用文書はハングルで書く」と示した。しかし、前述した通り、国家機関である役所でさえ未だに漢字ハングル混じり文で行われていたので、再び強調したのである。

李承晩政権はハングル専用に関する法律を制定してから日常生活においてもハングル専用にするように奨励していた。だが、実際の新聞、看板、刊行物などはハングル専用ではなく、漢字ハングル混じり文であったのである⁶⁶⁾。ハングル専用政策が実施されているのは、ハングル教育のみを受けた、つまり漢字を読むことができない(元)非識字者国民のみであった。実に言語政策と韓国社会が不一致している奇妙な状況が続いたわけだ。そのため、(3)の「各機関の看板と庁内各種標識はすべてハングルに直して付ける」という項目で看板や各種標識物におけるハングル専用を狙っていた。この項目により、実際、韓国の社会での看板や標識は徹底的にハングルに替えるようになった⁶⁷⁾。おそらく新聞などと違って、看板や標識物は文字数も短いため、実践要綱の通り、従うことができたのであろう。

ただ、新聞などのメディアや刊行物のハングル専用は替えられることができず、依然課題として残ってしまった。

ハングル専用政策が韓国社会へ浸透することができなかつた理由として京郷新聞によれば、一つ目は漢字姓名が挙げられる。多くの韓国人の姓名は漢字語であるため、ハングル表記だけでは同名者が多く、混乱しやすいからである。二つ目は、同音異義語が挙げられる。例えば、同じ単語として「의사(ウサ)」という語彙には、「議事」「意思」「医師」などがあって、ハングル表記だけでは分かりにくいからである。三つ目、一般的な用語、学術用語で生じる混乱が挙げられる。韓国史、古文、学術用語が漢字表記のため、ハングル表記だけでは分かりにくいからである。四つ目、多くの知識人が表意文字である漢字を理解しているため、社会においての不便を感じていなかったからである⁶⁸⁾。

以下の表はハングル、漢字の使用割合の変化について、『東亜日報』と『朝鮮日報』を対象に調査したもののうちで1948年から1963年までを抜粋したものである。

表5を見ると、保守的な両新聞の見出しにおけるハングル使用は増加しつつある。しかし、半数の50%にも及んでいない。ハングル専用実践要綱が施行された1958年に漸く25%を上回った程で、李承晩政権期には漢字の表記使用率が若干減少しているという現象が見られるがハングルと比較できないほど圧倒的であったことが分かる。この調査は保守的な新聞でのハングルと漢字の割合を示しているものなので、漢字が当時の韓国社会にどれほど浸透していたのか推

表 5. 新聞の見出しにおけるハングルと漢字の使用割合の変化(抜粋)

単位(%)

区分	1948年	1953年	1958年	1963年
ハングル	13.1	18.9	27.4	29.1
漢字	86.9	81.1	72.6	70.9

出所：チョン・ジュンソプ『国語科教育課程の変遷』大韓教科書株式会社、1995年、189頁再引用

測することができるだろう。

第2節 教科書への漢字導入

日本植民地時代を終えた韓国では米軍政庁期からハングル専用の道を歩んできた。1945年9月に「教訓用語は朝鮮語にする」という軍政法令を第6条として制定した⁶⁹⁾。1945年11月に教育審議会が組織され、教科書分科委員会は第9分科であった。教科書分科委員会が教科書使用方針を決めて、小・中等学校の教科書範疇及び使用方針として行われていた。その内容の一部を見ると次の通りである⁷⁰⁾。

一、教科書のハングル専用原則

各学校のすべての教科書はハングル専用にし、横書きにする。

二、漢字廃止に関する事

- ①初等・中等教育では原則的にハングルで書き、漢字は使わない。
- ②一般教科書は過渡期的措置として必要だと判断された場合、漢字をともに書いて対照してもよい。
- ③但し、中学校では現代中国語科目または古典式漢文科目を入れて中国との文化的、経済的、政治的な交渉において活用し、また東洋古典に触れる道を開かせることにする。
- ④漢字を使わないという実践を順調に活かせるため、役所の文書と地名、人名は必ずハングルで表記すること（特に、必要だと判断した場合、漢字を用いてもよい）

(以下省略)

上記のように教科書使用方針を決め、同年12月には軍政庁学務局がハングル専用を原則として、漢字併記を許容したわけである。米軍政庁期に決めた「教科書使用方針」の影響のためか、1948年10月には法律第6号としてハングル専用に関する法律が制定、公布され、そして同年11月8日には小学校で簡易漢字を教え、社会における一般新聞では漢字を制限して使用することを国会で決定した⁷¹⁾。李承晩政権は漢字廃止政策を図っていたが、教育現場では簡易漢字を教えことになり、社会では漢字使用を制限するとはいえ、漢字ハングル混じり文のまま使用して、漢字廃止政策においてズレが生じた。

教科書の漢字廃止に関しても具体的な指導内容は提示されていないまま、原則だけのハングル専用になっていたのである。表6は学校教育において国語教科書の表記文字がどのように変わったのかを目盛りに沿って1945年から1980年までの変遷を示したものである。

表 6. 国語教科書の表記文字の変遷

年度		1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	
区分	1～3年	ハングル専用								
	4～6年	漢字併用				漢字表記	ハングル専用			
中学校		漢字併用				漢字表記	ハングル専用	漢字併用		
高校		漢字併用				漢字表記	ハングル専用	漢字併用		

*中高校の漢文科独立（1972）

出所：チョン・ジュンソプ『国語科教育課程の変遷』大韓教科書株式会社、1995年、188頁

上記にも述べたが、米軍政庁期に出された教科書使用方針はハングル専用が原則である。しかし、表6の通り、国語教科書にハングル専用としたのは小学校の1～3年だけであって、小学校4～6年は漢字併用になっていることが分かる。

政策としてのハングル専用と、社会における漢字ハングル混じりの存続の影響のためなのか、ここで李承晩政権が対策として取り上げたのが漢字の制限であった。文教部は1951年9月に教育用漢字1000字を指定したわけだ⁷²⁾。漢字ハングル混じり文に慣れている国民に対して、漢字を制限したら漢字の使用頻度が減らされ、漢字廃止することができると思ったのであろう。教育用漢字は漢字自体を習わせようとしたものではなく、国語教科書で漢字を使用することによって、漢字学習をすることができ、さらには社会で使われている漢字ハングル混じり文に適応させる方針でもある。こうして1957年11月には教育用漢字が1300字になった。これは1951年の教育用漢字1000字から補完されたものである。同年12月にハングル専用の積極推進に関する計画書が出されたことから51年の教育用漢字1000字だけでは足りないと判断して、教育用漢字300字を増やしたのだろう。それは、ハングル専用政策を計画通りに推進するという狙いだったかも知れない。しかし、いずれにしてもハングル専用を原則にするという方針にも関わらず、教科書において教育用漢字を導入することによってこれまで李承晩政権が推進していた漢字廃止政策に汚点を残してしまった。漢字廃止を行うためにはハングル簡素化波動の時のように無理をさせてでも小学校で漢字は一切使わず、漢字語においてもハングルのみ表記するようになければいけなかった。当時李承晩政権には小学校のみ義務教育であったため、生活の貧しい人は小学校卒業後には当然働かなければならなかったからである。その安易な考

えて結局、李承晩政権は漢字併用を許してしまったのである。

おわりに

以上、李承晩政権における漢字廃止政策がなぜ失敗してしまったのかを明らかにするため、以下の通りに分析を行った。解放直後の文字政策の動向を1章1節では解放直後の韓国国内の状況と国語教育実態、2節では識字率の推移とハングル教育を通して文字普及の重要性とそのためハングルが使われていたことを知ることが出来た。特に解放直前の朝鮮人の識字率22.2%がそのまま解放直後の韓国人の識字率に繋がり、当時の国語教育実態を伺うことができた。そして、米軍政庁期において成人向けの非識字退治教育や、公民学校が設立され、12歳以上の非識字者にハングル教育を受けさせたこと、さらにハングル皆学促進運動をもって非識字退治運動を展開し、識字率を約58.7%まで上げていたが、これらの識字教育はあくまでもハングル教育に焦点を合わせたものであったことが分かった。

2章では漢字廃止政策の動きについて、ハングル専用に関する法律制定、非識字退治事業、ハングル簡素化波動という事例からそれぞれを分析した。解放後の韓国では、漢字教育を排除したハングル教育に偏った政策を取ってきた。その中で李承晩政権は「ハングル専用に関する法律」を制定したのである。この法律は公用文書に限ってのハングル専用を示していたが、実際の政策の動きは言語政策の全体におけるハングル専用を目指していた法律であったことが明らかになった。

また、漢字廃止政策に伴い、ハングル教育で識字を上げることに励んだ韓国であったが、朝鮮戦争後、更なる非識字の状態に陥ってしまった。そのため非識字退治事業を実施したわけであるが、それに関しても文字の習得が早いと言われているハングル教育のみの非識字退治事業であった。国民向けの識字教育においても依然として漢字教育の余地はなかった。

韓国の言語政策において李承晩が直接主導していたハングル簡素化は、旧綴字法の問題があるとはいえ、李承晩自身が漢字廃止政策に対して如何なる想いを持っていたのか、漢字廃止政策として具体的にハングルを取り入れようとした方案であったこと、それを公に明らかにした事例であった。

しかし、3章で述べたように韓国は国家政策として漢字廃止政策を取っていたが、韓国社会は漢字ハングル混じり文のまま使用している現象であった。韓国語には漢字語が存在していることが原因である。同音異義語があるため、韓国語はハングル表記だけではその言葉が何を意味しているのか理解できず、前後の文章を読まなければいけないからである。「ハングル専用に関する法律」が制定されていても書籍などでは漢字が使われていた。韓国社会の長年の因習や考え方のため、非識字者を除いた一般社会においては漢字が浸透することができなかった。

それでも李承晩政権はハングル専用実践要綱を出して、看板などの極一部だけは漢字廃止をすることができた。学校教育においては、小学校4～6年と中等学校において漢字併用がそのまま維持され、教育用漢字1300字を指定してしまった。

結局、李承晩政権における漢字教育政策は新聞業界などの漢字ハングル混じり、小学校教科書で漢字併用を存続させたことにより、李承晩政権に「漢字を無くす」という方案から「漢字を制限させよう」という方案に転換させ、漢字廃止政策は失敗した結果になったのである。

教科書使用方針としてハングル専用を表明した米軍政庁期、ハングル専用を法律として定めた李承晩政権。この流れから見ると、完璧な漢字廃止政策ができたはずだった。その李承晩政権の漢字廃止政策の失敗の原因は、三つが挙げられる。

一つ目、模範を示すべき政府機関でさえ、完全な漢字廃止ができず、漢字ハングル混じり文を使用した点。

二つ目、社会では、長年の因習で漢字を捨てず、漢字ハングル混じり文を使用した点。

三つ目、学校教育では、「漢字使用の制限」という使用許可をしてしまった点。

そして、これまで「ハングル簡素化波動」に関しては、李承晩個人がハングル綴字法の使用の便利さのためにだと明らかにされていた。しかし、ハングル簡素化を推進したことも漢字廃止政策の一環であったことが本稿での新たな発見である。

李承晩政権が学校教育において、小学校1～3年だけではなく、仮に4～6年もハングル専用にしたならそれでも漢字廃止政策は失敗に終わったのだろうか。学校教育において漢字習得が難しいからといって排除させたり、漢字数を減らすなど、漢字文化圏でも様々な漢字問題を抱えている今日、義務教育の始まりである小学校における漢字教育について改めて考える必要がある。

注

- 1) 同じ意味の言葉で例をあげてみると、漢字語①漢字表記：入口 ②ハングル表記：입구（イック）であるが、固有語では①漢字表記：× ②ハングル表記：들어가는 곳（トゥロカヌン コッ）になる。
- 2) 国立国語研究院で総400万語節を対象に調査した「現代国語使用頻度調査」（2002、国立国語研究院）と「現代国語使用頻度調査2」（2005、国立国語研究院）を対象にしたものである。
- 3) 許喆「『現代国語使用頻度調査1・2』を通してみた漢字語の割合及び漢字の活用度調査」『漢文教育研究第34号』2010年、238頁参照
- 4) 国韓混用文とも言う。
- 5) 文字使用においては、上流社会では漢文、中流社会では吏読（イドウ）と漢字ハングル混じり文、庶民・女性社会ではハングルが中心であった。
- 6) 「法律命令は総て国文を以て本となし、漢文を附記す、或いは国漢文を混用す」(<http://hanmalgeulhyeondaesa.tistory.com/> 最終検索日：2017.8.15)
- 7) 李在一「韓国の文字政策と漢字教育の研究—教科書での漢字表記を中心に—」明知大学学校教育大学院

修士論文、1997年、10-14頁参照

- 8) イム・チルソン 「『2008年国語分野別動向』国語教育』『国語年鑑2009』国立国語院、2009年、117-157頁参照
- 9) チョン・ジュンソプ 『国語科教育課程の変遷』大韓教科書株式会社、1995年、257頁参照
- 10) 中国の場合、繁体字ではなく、簡体字に替える政策の動きである。
- 11) 周時経をはじめ、近代初頭の国語研究者たちは「国語」という用語を導入した。これを概念化して「国家、国民、国語」は共同運命体の関係にあるという語文民族主義論理を完成したのである。チェ・ギョボン 「解放後の国語意識の形成と展開—語文民族主義的国語意識の継承と変化の脈略を中心に—」『韓国語学』73、2017年、203頁参照
- 12) 韓国語で「波動」とは社会的にある現象が広がって大きな影響を及ぼすことを意味しており、日本語では「騒動」或いは「問題」と訳すことが出来る。
- 13) ハングル簡素化波動に関する先行研究は次の通りである。①イ・ヘリョン 「言語法制化のナショナルリズム :1950年代のハングル簡素化波動一考」『大東文化研究』第58集、成均館大学校出版部、2007年、183-224頁 ②歴史批評編集委員会編 「李承晩とハングル簡素化波動」『論争で読む韓国史2 近現代』歴史批評社、2011年 ③歴史批評編集委員会編 「李承晩とハングル簡素化波動」『論争で見る韓国社会100年』歴史批評社、2000年 ④オ・ヨンソプ 「1950年代前半のハングル波動の展開と性格」『史学研究72』韓国史学会、2003年、133-174頁 ⑤イ・キルサン 「ハングル簡素化波動の教訓」『新教育』通巻735号、韓国教育新聞社、2016年、84-89頁 ⑥チョン・ジェファン 「李承晩時期のハングル簡素化波動研究」成均館大学校大学院修士論文、2006年 ⑦チョン・ジェファン 「なぜ李承晩大統領はハングル簡素化波動を起こしたのか」『明日を開く歴史』(32)、ソヘ文集、2008年、108-117頁
- 14) 斗山百科「米軍政」を参照 (<http://www.doopedia.co.kr> 最終検索日：2017.3.28)
- 15) 21世紀政治学大辞典「李承晩」参照
- 16) バク・チャンスン 「20世紀韓国国家主義の起源」『韓国史研究』韓国史研究会、2002年、237~238頁参照
- 17) 1946年6月3日に「ソウル新聞」1面の記事を通して、韓国の単独政府の樹立を主張した。それ以来、李承晩政権においては反共主義が強調されてきたのである。「ソウル新聞」1面の記事に関しては「『政府樹立60周年』2部-国家アイデンティティを聞く：(2) 李明博政府の国家アイデンティティと建国神話創り」京郷新聞 (2008.8.18日付) (http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=200808181834035&code=210000 最終検索日：2017.3.30) を参照
- 18) ソ・ジュンソク (2007:277) によると、李承晩は国際的において世界で一番危険な反共主義者として浮上し、韓国国内では世界的な偉大な反共指導者として宣伝されたとされている。
- 19) 山田は日本語版の論文では「諺文」、韓国語版の論文 (山田寛人 「植民地朝鮮における近代化と日本語教育」『第2期日韓歴史共同研究報告書第4巻』2010、150頁) では「ハングル」と表記していた。韓国語版の「ハングル」という表記に関しては、表の説明部分では「ハングル」ではなく、「韓国語」と表記し、「ハングル=韓国語」として認識していて、ばらつきがあった。
- 20) 李善英 「植民地朝鮮における言語政策とナショナルリズム—朝鮮総督府の朝鮮教育令と朝鮮語学会事件を中心に—」『立命館国際研究』25巻2号、立命館大学国際関係学会、2012年、157頁参照
- 21) 国勢調査は10年ごとに大規模調査を行い、5年ごとに簡易調査を行うが、朝鮮での最初の国勢調査は1925年の第2回国勢調査 (簡易調査) であった。大規模で行った初の国勢調査は1930年の第3回で

- ある。
- 22) この調査に基づいて解放直後の韓国人の非識字率は77.8%だと認識されるようになったのである。
- 23) 山田寛人（2010）、前掲書、241頁の表4参照
- 24) 韓国の初等教育の義務教育化は米軍政庁の下で構想されて、それが具体化されたのが1948年「憲法」に「全ての国民は均等に教育を受ける権利がある」と明らかにし、「少なくとも初等教育は義務で、無償に行う」と規定した。1950年6月1日には義務教育を実施した（<https://www.archives.go.kr/next/search/listSubjectDescription.do?id=003153> 最終検索日：2017.8.17）。そのため、識字率調査の年齢においても12歳以上とし、義務教育を受けている年齢は除外して調査したと思われる。また、板垣竜太は「小学校以上の学歴を持つことが識字者であることの一指標である（山田（2010:152）」と述べ、このことからやはり小学校卒業者の年齢に合わせて識字率を行ったと考えられる。
- 25) 国家記録院「ハングルが歩んできた道」の「文盲退治事業1954年」参照（<http://theme.archives.go.kr/next/hangeulPolicy/business.do> 最終検索日：2017.4.1）
- 26) 本章では、解放後の韓国の状況を述べているため、朝鮮語ではなく、韓国語と表記する。
- 27) イ・ヒャンギュ「北韓社会主義の普通教育の形成：1945-1950」ソウル大学大学院博士論文、2000年、64-65頁参照
- 28) 後に「ハングル学会」と名称が変わる。
- 29) キム・ヨンファン「米軍政と李承晩政府の言葉政策—ハングル専用政策を中心に—」『ナラサラン第115集』ウェソル会、2009年、22-23頁参照
- 30) 同上、23頁参照
- 31) 同上
- 32) 国家記録院「ハングルが歩んできた道」の「文盲退治事業1954年」参照（<http://theme.archives.go.kr/next/hangeulPolicy/business.do> 最終検索日：2017.4.1）
- 33) 協成会は1896年11月30日徐載弼（ソ・ジェビル）の指導で培材学堂学生たちが中心になって組織された学生団体である。当時は徐載弼によって組織された独立協会を中心に多くの愛国団体らが自主国権守護、自由民権伸張、自強改革思想を唱えながら民族、民主主義に基づいた近代自強国家建設を要望していた時期であった。その中で協成会は独立協会の姉妹団体として独立協会と共に民衆啓蒙、自主独立、近代化思想の鼓吹に大きな役割を果たしていた。後には機関紙である「協成会会報」と最初の日刊紙である「毎日新聞」を刊行しながら民衆の中で共に成長した社会団体になった。金東冕「協成会の思想的研究」『史学志』15巻、壇国史学会、1981年、67頁参照
- 34) キム・インソン（2001）4頁参照
- 35) キム・チャンジン「政治的に展開されてきたハングル専用運動」『国際語文学会学術大会資料集』国際語文学会、2009年、68頁参照
- 36) チョン・ジェファン（2008）、前掲書、112頁再引用
- 37) 1944年7月4日のニューヨークタイムズで李承晩は、「韓国人らは極東で唯一の表音文字ハングルを持った唯一の民族である。言い換えれば、この話は韓国人らが他アジアの国民たちよりも文字解読率がより高いことを示している」と話し、ハングルに対する愛着を示していた。ニューヨークタイムズの内容に関しては同上、112頁再引用
- 38) これが全文である。
- 39) パク・チョンソ「[公用文書のハングル専用に関する法]小考」『語文研究26(3)』韓国語文教育研究会、1998年、216頁参照

- 40) ①初等、中等教育においては原則としてハングルで書き、漢字は書かないことにする。②一般教科書には過渡期的措置で必要だと判断される場合、漢字を使って対照してもよい。③中学校には現代中国語科目または古典式漢文科目を置いて中国との文化的、経済的、政治的交渉に役に立たせ、または東洋古典に近づける道を開かせる。但し、漢字に関して原文に混ぜ、書いてもよい。④「漢字を使わないことの実行」を順調に進めるためには役所の文書と地名・人名は必ずハングルで書くこと（特に必要だと判断される場合、漢字を使ってもよい）を当局と緊密に連絡を取ることにする。⑤上記の第4条と同じ意味で社会一般、特に報道機関文筆家の学者らの協力を求めなければならない。
- 41) 1957年を指す。
- 42) 韓国語文教育研究会「ハングル専用方案（1948、制憲国会）の国会速記録」1979年、476-477頁参照。制憲国会議員2名の質問と返答に関しては筆者が簡略にまとめて記したものである。
- 43) 「国務会議附議事項（文盲国民完全退治計画）」文教部、304-310頁参照
- 44) 文教部他「国務会議附議事項（第2次全国非識字退治教育実施計画案）」総務処議政局議事課、1954年、2頁参照
- 45) 同上、7-9頁参照
- 46) 同上、10頁
- 47) 同上、16-17頁
- 48) 旅行や事故により調査することが出来なかった者に対しては識字者であることが確認できる者のみ識字者としてみなしていた。
- 49) ホ・ジェヨン「近代啓蒙期以降の非識字退治及び啓蒙運動の流れ」『国語教育研究第13集』591-594頁
- 50) 国家記録院「ハングルが歩んできた道」の「文盲退治事業1954年」参照（<http://theme.archives.go.kr/next/hangeulPolicy/business.do> 最終検索日：2017.4.1）
- 51) 国務会議附議事項（第2次全国文盲退治教育実施計画案）によると、19歳以上の非識字国民は“2,689,694人”となっていて、多少誤差が見られる。
- 52) 国家記録院「ハングルが歩んできた道」の「文盲退治事業1954年」（<http://theme.archives.go.kr/next/hangeulPolicy/business.do> 最終検索日：2017.4.1）と東亜日報（1955.2.26日付）「非識字退治努力への反省」（最終検索日：2017.8.20）を参照
- 53) チェ・ギョンボン他『ハングルについて知っておくべき全てのこと』本と共に、2008年、202頁参照
- 54) 「ハングル波動」とも言われる。
- 55) 斗山百科「ハングル簡素化波動」を参照（<http://www.doopedia.co.kr> 最終検索日：2017.4.1）
- 56) 李善英（2012）、前掲書、158-159頁参照
- 57) チョン・ジェファン（2006）、前掲書、25頁参照
- 58) 「もう新聞界や他の文化社会で正式国文といったものを使っているのを見ると、以前作ったものを改良する代わりに、むしろ使いにくく、見るにも変なもののように作らせて退歩した文字が通用するようになった。以降にはその習慣がさらに固まって直せにくくなるだろう。全ての言論機関と文化界では特に注意し、迅速に改定できることを願う。- 筆者訳 -」演説日付：1948.10.9
- 59) 国務総理秘書室「国務会議状況報告に関する件」（第76回）、1953年、87頁参照
- 60) 総務処「国務会議録送付の件」1954年、563頁、570頁参照
- 61) 1954年2月9日に李瑄根が文教部長官として任命されたが、それに対して白斗鎮国務総理は「新文教長官はハングル簡素化を実践してくれる人であるため任命したのだ—京郷新聞（1957.10.9）—」と話

し、ハングル簡素化に対して李承晩は確固たる意思が見られる。

62)

表 1-1.

現行綴字法		簡素化案	
^{イツク} 있다(ある、いる)	^{チョンジエハダ} 존재하다(存在する)	^{イツク} 있다	존재하다
^{イツク} 있다(繋ぐ)	^{ケスンハダ} 계승하다(継承する)		계승하다

現行綴字法では「있다 (ある、いる)」には「존재하다 (存在する)」という意味である。同音異義語の「있다 (繋ぐ)」は「계승하다 (継承する)」という意味である。しかし、この「있다」と「있다」を簡素化、すなわち発音どおりに表記すると、「있다」という言葉の中に「존재하다」「계승하다」の二つの意味が含まれることになる。簡素化されると書きやすくなるが、どの意味で使用しているのか理解しにくくなる。

表 1-2.

現行綴字法	^{コツ} '곳' 도착할 ^{코프} '곳' 이 동해에서 가장 아름다운 ^{코프} '곳' 입니다. 「もうすぐ」着く「所」が東海で一番美しい「コツ」です。
簡素化案	'곳' 도착할 '곳' 이 동해에서 가장 아름다운 '곳' 입니다.

現行綴字法では 곧 (もうすぐ)、곳 (所)、곳 (コツ (場所の名前)) というそれぞれの言葉に意味がある。しかし、簡素化すると、パッチムが全部「ㄱ」になってしまうので、以下のように表記が統一されることになる。

곧(もうすぐ)、곳(所)、곳(코ツ(場所の名前)) → 곱

そのため、上記の表簡素化案の文章を見るだけではそれぞれの「곱」という言葉が何を意味するのか分かりにくくなる。

表 2.

	採択	廃止
名詞	長 ^{ギリ} 기리 高 ^{ノビ} 노피	^{ギリ} 길이 ^{ノビ} 높이
修飾語	同 ^{カチ} 가치 個個 ^{ナツナチ} 낫나치	^{カチ} 같이 ^{ナツナチ} 날날이
用言	倒 ^{ノモジダ} 넘어지다 覆 ^{オボジダ} 어퍼지다	^{ノモジダ} 넘어지다 ^{オボジダ} 엎어지다

言葉を発音のまま書くことを採択する案である。

길이 (長さ) → 기리, 높이 (高さ) → 노피

같이 (同じ) → 가치, 날날이 (個個) → 낫나치

넘어지다 (倒れる) → 너머지다, 엎어지다 (覆る) → 어퍼지다

- 63) 国家記録院「ハングルが歩んできた道」の「ハングル簡易化方案 1954 年」参照 (<http://theme.archives.go.kr/next/hangeulPolicy/plan.do>) (最終検索日: 2017.4.1)
- 64) 公報処「ハングルの問題について」『大統領李承晩博士談話集』2、公報処、1956 年、演説日付: 1955.9.19
- 65) チェ・ギョンボン他 (2008)、前掲書、204 頁参照
- 66) 「ハングル」だけ使おうという議論がまた出てきた。漢字全廃論である。政府当局は来年 3 月からは新聞、雑誌、定期刊行物などにも「ハングル専用」をすべきであるという立法措置の話を繰り返しているようだ。もちろん革命政府としては文字革命のことを一度考えても良いだろう。またその理想論から見ても良いことである。しかし、これは李承晩政権時代から問題視しているものだ。(以下省略) 一東亜日報 (1961.12.19 日付) 参照一
- 67) 漢字を捨てた韓国 (<http://www.geocities.jp/kiteretsuchop/ronbun/kanji.html> 最終検索日: 2017.6.4) 参照
- 68) 京郷新聞 (1962.1.8 日付)「ハングル専用の是非」(最終検索日: 2017.9.20) 参照
- 69) チョン・ジュンソプ (1995)、前掲書、186 頁参照
- 70) イ・ドンソク「1972 年漢文教科位相変化に対する断想」『漢字漢文教育第 23 輯』2009 年、216 頁参照
李在一「韓国の文字政策と漢字教育の研究—教科書での漢字表記を中心に—」明知大学校教育大学院修士論文、1997 年、17-18 頁参照
- 71) 李在一 (1997)、前掲書、18 頁
- 72) 1951 年 2 月文教部は「戦時主な文教施策」の中「学習指導要領」の中で漢字指導要綱で小学校 4~5 年において各 300 字、6 年は 400 字に配当して 1000 字制限の漢字を教授するようにした。この「漢字指導要綱」が韓国の漢字教育内容の母胎となっている。同上、19 頁参照

参考文献

<日本語文献>

- 李善英「植民地朝鮮における言語政策とナショナリズム—朝鮮総督府の朝鮮教育令と朝鮮語学会事件を中心に—」『立命館国際研究』25 巻 2 号、立命館大学国際関係学会、2012 年、145-169 頁
- 金両基『ハングルの世界』中央公論社、1984 年
- 竹端瞭一「朝鮮の言語政策—ハングル専用・漢字廃止をめぐる—」『武蔵野女子大学紀要』5 巻 10 号、武蔵野女子大学文化学会、1970 年、36-58 頁

<韓国政府公式資料>

- 公報処「ハングルの問題について」『大統領李承晩博士談話集』2、公報処、1956 年
- 国務総理秘書室「国務会議状況報告に関する件」(第 76 回)、1953 年、86-89 頁
- 文教部他「国務会議附議事項 (非識字国民完全退治計画)」総務処議政局議事課、1953 年、304-310 頁
- 文教部他「国務会議附議事項 (第 2 次全国非識字退治教育実施計画案)」総務処議政局議事課、1954 年、1-28 頁
- 文教部「ハングル簡素化法案 (原則・利益編)」第 33 回、総務処議政局議事課、1954 年、627-658 頁
- 総務処「国務会議録送付の件」第 10 回、1954 年、561-588 頁
- 大韓民国政府公報処「法律」『官報第 8 号』1948 年、1 頁
- 文教部「ハングル専用の積極推進に関する件」第 117 回、1957 年、610-612 頁
- 法制処「ハングル専用に関する法律」1948 年、109-113 頁

<韓国語文献>

- 李在一「韓国の文字政策と漢字教育の研究—教科書での漢字表記を中心に—」明知大学校教育大学院修士論文、1998年
- イ・ドンソク「1972年漢文教科位相変化に対する断想」『漢字漢文教育第23輯』2009年、213-238頁
- イ・ヒャンギョ「北韓社会主義の普通教育の形成:1945-1950」ソウル大学大学院博士論文、2000年
- イム・チルソン「[2008年国語分野別動向]国語教育」『国語年鑑2009』国立国語院、2009年、116-195頁
- 韓国語文教育研究会「ハングル専用方案（1948、制憲国会）の国会速記録」『語文研究7巻4号』韓国語文教育研究会、1979年、472-495頁
- 金東冕「協成会の思想的研究」『史学志』15巻、壇国史学会、1981年、67-104頁
- キム・インソン「開化期李承晩のハングル運動の研究」『韓国キリスト教歴史研究所便り（40）』韓国キリスト教歴史研究所、2001年、3-13頁
- キム・ヨンファン「米軍政と李承晩政府の言葉政策—ハングル専用政策を中心に—」『ナラサラン第115集』ウェソル会、2009年、2-38頁
- キム・チャンジン「政治的に展開されてきたハングル専用運動」『国際語文学会学術大会資料集』国際語文学会、2009、65-79頁
- ソ・ジュンソク『李承晩と第1共和局—解放から4月革命まで—』歴史批評社、2007年
- チェ・ギョンボン他『ハングルについて知っておくべき全てのこと』本と共に、2008年
- チェ・ギョンボン「解放後の国語意識の形成と展開—語文民族主義的国語意識の継承と変化の脈絡を中心に—」『韓国語学』73、2017年、199-232頁
- ノ・デギョ「ハングルと漢字の使用比率の変化」延世大学校、梅芝論叢、1989
- 苗春梅「韓国言語政策の変化とハングル・漢字の混用」『漢字漢文研究』第6号、高麗大学校漢字漢文研究所、2010年、309-326頁
- チョン・ジェファン「李承晩時期のハングル簡素化波動研究」成均館大学校大学院修士論文、2006年
- チョン・ジェファン「なぜ李承晩大統領はハングル簡素化波動を起こしたのか」『明日を開く歴史』（32）、ソヘ文集、2008年、108-117頁
- チョン・ジュンソプ『国語科教育課程の変遷』大韓教科書株式会社、1995年
- パク・チャンスン「20世紀韓国国家主義の起源」『韓国史研究』韓国史研究会、2002年
- パク・チョンソ「[公用文書のハングル専用に関する法]小考」『語文研究26（3）』韓国語文教育研究会、1998年、216-220頁
- ホ・ジェヨン「近代啓蒙期以降の非識字退治及び啓蒙運動の流れ」『国語教育研究第13集』2004年、577-605頁
- 許詰「[現代国語使用頻度調査1・2]を通してみた漢字語の割合及び漢字の活用度調査」『漢文教育研究第34号』韓国漢文教育学会、2010年、221-244頁
- 山田寛人「植民地朝鮮における近代化と日本語教育」『第2期日韓歴史共同研究報告書第4巻』2010年、150頁
- <新聞>
- 京郷新聞（1957.10.9日付）、（1962.1.8日付）、（2008.8.18日付）
- 東亜日報（1955.02.26日付）（1961.12.19日付）

<参考URL>

日韓文化交流基金 (<http://www.jkcf.or.jp>)

大統領記録研究室 (<http://www.pa.go.kr>)

文化庁 (<http://www.bunka.go.jp>)

国家記録院 (<http://theme.archives.go.kr>)

21世紀政治学大辞典 (<http://terms.naver.com>)

斗山百科 (<http://www.doopedia.co.kr>)

漢字を捨てた韓国 (<http://www.geocities.jp/kiteretsuchop/ronbun/kanji.html>)

ハンマルグル現代史 (<http://hanmalgeulhyeondaesa.tistory.com/>)

(李 善英、立命館大学大学院国際関係研究科博士課程後期課程)

The policy advocating abolition of Chinese characters in South Korea: Focusing on the period of Lee Seung-man's administration

This paper aims to clarify why policies advocating the abolition of Chinese characters failed during the period of administration of Lee Seung-man, who insisted on policy supporting Hangul.

First of all, in order to understand the changes in attitude towards the use of Chinese characters immediately after liberation, we focused on the domestic situation in South Korea and the actual situation of Korean education. As a result I discussed Korea's domestic situation immediately after liberation and the level of Korean education for Korean citizens. In addition, I discussed Korea's literacy rate and Hangul education immediately after liberation.

The South Korean government was established after establishment of the "Exclusive Usage of 'Hangul' Act," "a campaign to abolish illiteracy," a plan from the days when the law on dedicated Hangul was planned by the "Hangul simplification" faction. I took up three events and analyzed the movements of the Chinese character abolition policy.

Finally, in order to investigate the cause of failure of the Chinese character abolition policy, we analyzed introduction of Chinese character into textbooks from the aspects of social response.

South Korea instituted a national policy based on Hangul, but South Korean society continued to use a mixture including Chinese characters. In school education, where the principle of exclusive use of Hangul was advocated, the combination of Chinese characters was maintained. As a result, concerning the abolition of 'Chinese characters,' the policy was changed to 'Chinese Character Restriction' and the policy of abolishing Chinese characters failed.

(LEE, Sunyoung, Doctoral Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

